

委員会提出議案第7号

西条市議会会議規則の一部を改正する規則について

西条市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月21日提出

西条市議会議会運営委員会委員長 一色輝雄

西条市議会会議規則の一部を改正する規則

西条市議会会議規則（平成16年西条市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第94条（略）</p> <p><u>（オンライン会議システムを活用した会議）</u></p> <p>第94条の2 西条市議会委員会条例第15条の2の規定するオンライン会議システム（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項、第119条第2項、第135条の2、第137条及び第138条の出席委員とする。</p> <p><u>2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（不在委員）</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、オンライン会議システムにより出席した委員にあっては、この限りでない。</u></p> <p>（選挙規定の準用）</p> <p>第135条（略）</p> <p><u>（オンライン会議システムを活用した委員会における挙手者の多少を認定し難いとき等の表決）</u></p> <p>第135条の2 第131条第2項及び132条から前条までの規定にかかわ</p>	<p>第94条（略）</p> <p>（不在委員）</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>（選挙規定の準用）</p> <p>第135条（略）</p>

らず、オンライン会議システムを活用した委員会で委員長が挙手者の多少を認定し難いとき若しくは委員長の宣告に対して出席委員から異議があるとき又は委員長が必要があると認めるとき若しくは出席委員から要求があるときの挙手によらない表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由
口頭說明